



NO. 311
2018.7.9

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.
network/

処遇低下のない 働く意欲のもてる 定年延長を！

今年2月、政府の公務員の定年の引き上げに関する関係閣僚会議が「定年延長に関する論点」をまとめ、人事院に制度設計の検討を要請しています。

政府は定年を65歳に引き上げるに当たって、次の論点(要旨)について検討するよう人事院に要請しています。

- ①新規採用や職員の年齢構成への影響を勘案し段階的な引き上げ
- ②長期的な視野に立った計画的な人材育成・能力開発
- ③組織活力維持のため能力及び実績に基づいた人事管理の徹底、本府省・地方機関の管理職以上の職員を対象に役職定年制の導入等
- ④民間給与水準との均衡確保及び総人件費抑制の必要性を踏まえ60歳以上の職員の給与水準を一定程度引き下げ
- ⑤60歳以降定年年齢までの職員を短時間勤務で再任用する仕組みの導入、自主的な選択として早期退職の支援
- ⑥加齢困難職種への取り扱い等

こうした論点整理には次のような問題があると考えられます。

(1)段階的に引き上げていくとしても「雇用と年金の確実な接続」を図るためには、現在すでに特別支給が63歳となっていることから63歳までに直ちに定年延長を行うことが基本と考えられますが、予算措置等を考慮すれば段階的な延長はやむを得ないと考えられます。必要となる定員は総定員法の枠内で柔軟に運用するなどして新規採用を抑制せず定員確保を行い、少なくとも65歳まで無年金となる平成34年度までには65歳定年となるよう段階的に措置することが必要です。

(2)人事院が2011年に行った「意見の申出」では、役職定年制の対象を本府省の局長・部長・課長級を基本としていました。しかし「論点」では、本省・地方支分部局等の管理職までを対象とすることとしていますが、旧建設では、

長、出張所長など管理職が多く存在しているため、他省庁と運用上差異が生じることが考えられます。また、役職定年制の対象者の基準や要件があいまいなまま個別に判断するならば、これまで処遇改善に消極的な姿勢を示す旧建設では、任命権者の判断で自在に運用され職場の中に差別選別を生み出すことが想定されます。

また、60歳だからという年齢のみで管理職から降格や降任させることは、個人の能力や希望を尊重し培った経験や知識を生かすのではなく年齢のみを判断とする「年齢差別」といえま。役職定年の範囲など慎重な検討が必要です。

総人件費抑制を前提に労働条件を切り下げるな

前半の正社員の給与水準が60歳時より下がっているとして、60歳以降の賃金を引き下げるとしています。職内容については一切賃金を引き下げたものでも、総人件費抑制ありきであり雇用が確保されるならば、低下はやむを得ないと考え方と言えます。諸手当も給与と同様に引き下げること考えられ問題です。働く意欲にマイナスの影響しか与えません。

2011年の「意見の申出」では賃金構造基本統



計調査を根拠として60歳以降の給与は60歳前の73%、年間所得は70%が妥当とされていましたが賃金構造基本統計調査には職務・職階や定年延長・再雇用などの雇用形態の違いが考慮されていません。民間準拠であれば、公務と正当に比較できるデータ

1)に基づくと必要がありません。(4)60歳以後定年退職日前の再任用短時間勤務の導入については、俸給・手当とも現行の再任用短時間職員の取り扱いを基本とするなら無年金の中で、現行再任用の賃金では生活できるものではなく手当を含め改善を行ない導入するべきです。

また、定年前なので退職金の水準に不公平感が生じないことが必要です。(5)能力、実績に基づいた人事管理の徹底とされて

いますが、分限処分が横行し成績主義の強化が図られていきます。過去の歴史からみて旧建設の職場では、「人事管理の徹底」物言わぬ管理職員」となり、当局の意向が絶対となり、法令遵守の精神は薄れ、差別・選別強化となることが予想されます。職場の民主化から逆行使します。

人事院はこれまで給与と制度の総合的見直しなど60歳以前の給与を引き上げてきました。今回、政府は定年延長に伴って60歳以降の賃金引下げを行なうなど総人件費抑制を前提として制度設計しようとしていることが最大の懸念があります。また、退職金についても触れられていません。

その中でも定年延長は雇用と年金の接続を図ることが目的で

西日本を中心とする豪雨により被災された方に心からお見舞い申し上げます。また、被災地での救援や復旧に奮闘されている職員、関連業者に対して敬意を表します。

ユニオンは、国民の安全安心を守るこれらの活動を支援していきます。

安全と健康に十分注意して下さい。

東北支部
6月16日、第20回大会が開催されました。大会では、「復興事業終盤、道

全国で支部定期大会を開催

す。また、2018年度「骨太の方針」でも「意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える高齢者の希望をかなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならぬ国家的課題である」と述べられているので、働く意欲を引き出すための定年延長でなければなりません。しかしながら、60歳という年齢で給与を下げないことを打ち出し働く意欲を低下させ、その結果早期退職に追い付いた「天下り」を助長するものと言わざるを得ません。人事院の「意見の申出」のスケジュールは明確ではありませんが、早ければ人事院勧告の時期が考えられます。

定年延長の課題は、管理職員だけの要求ではなく、職場主員の課題です。ユニオンは、人事院本院・地方事務局に対し処遇低下のない、働く意欲をもてる制度設計を行うよう追及していきます。

北陸支部

執行委員長	金子 雄司	北陸技術
副執行委員長	喜多 昇	新潟国道
副執行委員長	羽深 圭一	新潟国道
副執行委員長	渡邊 均	羽越河川国道
副執行委員長	大井 哲哉	河川部
副執行委員長	笠原 和仁	信濃川河川
副執行委員長	原 俊彦	阿賀川河川
事務局長	森田 義一	阿賀川河川
事務局次長	池田 義一	信濃川河川
事務局次長	焼田 聡	長岡国道

北陸支部 6月9日、第21回大会が開催されました。大会では「一人出

東北支部

執行委員長	鳥屋部 勝弘	三陸国道
副委員長	渡邊 茂徳	福島河川国道
事務局長	藤原 孝徳	山形河川国道
事務局次長	大槻 金二	専従

路部による事務所への締め付けが厳しくなった。こうした仕事の進め方、やり方がパワハラの温床になっていく。「危機管理の名のもとに危機管理当番で職員を拘束している」「発注と技術審査の分離が、業務の発注ではされていない。品確部門の体制を確保して分離すべき」など業務執行への意見がでていました。

関東支部

委員長	星野 豊	京浜河川
副委員長	中川 順次	専従
副委員長	西澤 純夫	東京外かく
副委員長	上林 喜美夫	京浜河川
事務局長	小林 治	江戸川河川
事務局次長	安藤 勇	大宮国道

関東支部 6月9日(土)第21回支部定期大会を開催しました。大会では「管理職のみならず、一般職員が将来展望を持てる政策が必要ではないか」「昇格等の政策は

張所」の実態が報告され災害体制が確保されていないことや再任用者ではサービスクラスが行われているのではないかなど職場実態や意見が出されました。また、昇任、昇格等のデータメな「総合評価」を改めさせること、増員や業務執行体制の見直し、再任用改善など新たな飛躍を勝ち取るなどが確認されました。



国交労組建設支部と意見交換し共同して作るのがよい。」「管理職員を孤立させないためにも今後、具体的な運動提起が必要」等、方針を補強する立場の意見が出され、参加者で議論しながら方針案の補強等を行いました。

その後、運動方針等を選択、新執行部を選出し、最後は星野委員長の団結力により大会を終わりました。



中部支部

委員長	岩本 年正	静岡
副委員長	笠井 良彦	沼津
副委員長	磯村 敬吾	名園
副委員長	上野 好隆	三重
副委員長	大矢 健司	下流
副委員長	竹内 寛幸	天ダム
事務局長	杉山 佳幸	庄内川
事務局次長	塩冶 康人	上流
事務局次長	山本 幸広	三重

中部支部 6月9日(土)第21回支部定期大会を開催しました。代議員からは、定年後の働き方、所得確保への不安、管理職としての業務の進め方や増員要求にもっと力を注ぐべきなどの意見が出されました。

また、新任管理職の代議員からは「仕事が終わらなくても相談ができない、ユニオンの仲間がいれば気楽に相談ができる」との発言もありました。田中元支部副委員長公務災害認定の取り組みを強めていくことも確認されました。

近畿支部

委員長	西野 直均	和歌山
副委員長	竹沢 幸英	京都
副委員長	石鍋 一文	滋賀
副委員長	深澤 洋二	豊岡
副委員長	今江 悟	滋賀
副委員長	竹井 宏和	兵庫
事務局長	小原 良一	琵琶湖
事務局次長	荒木 孝朋	兵庫
事務局次長	加藤 正己	京都

近畿支部 6月9日、第21回定期大会を開催しました。管理職特勤の不支給問題の当事者からは、春冷えの夜中三時から六時間の間、トイレ

紙面の都合により九州・地理支部の報告は次号に掲載します

もままならない頻繁のメールや電話対応をしても、これだけやっても手当は出さないので？」が実感。手当の支給改善が必要だ。

災害体制の問題では、病休者が七割の所属にいます。その業務は課長がやるしかない。その結果、課長までも心の病に罹る。現在の災害対策運営計画は二四時間も保つことができず、成り立っていない。「注意体制」では課長や出張所長が出勤しても、事務方の解釈で手当が出ないなど職場実態が心配されました。また、今冬の福井豪雪に対して、代議員(福井)から健康管理や手当などのルールがあらかじめ定められていないことに問題があったと発言がありました。

